

いわき市廃棄物減量等推進審議会の設置目的 及び循環型社会の形成に向けた法制度

平成19年11月27日

いわき市 生活環境部 環境整備課

目 次

1	本審議会の設置について	1
2	循環型社会の形成の推進	
(1)	循環型社会形成のための法体系	2
(2)	廃棄物の種類と適正な処理 (廃棄物処理法における一般廃棄物に係る規定)	
ア	廃棄物の種類	3
イ	各主体の責務	3
ウ	一般廃棄物処理基本計画の策定	4
(3)	一般廃棄物のリサイクル推進に係る法制度	5
ア	容器包装リサイクル法	6
イ	家電リサイクル法	7

1 本審議会の設置について

(1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（抜粋）

(廃棄物減量等推進審議会)
第5条の7 市町村は、その区域内における一般廃棄物の減量等に関する事項を審議させるため、廃棄物減量等推進審議会を置くことができる。
2 廃棄物減量等推進審議会の組織及び運営に関して必要な事項は、条例で定める。

(2) いわき市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例（抜粋）

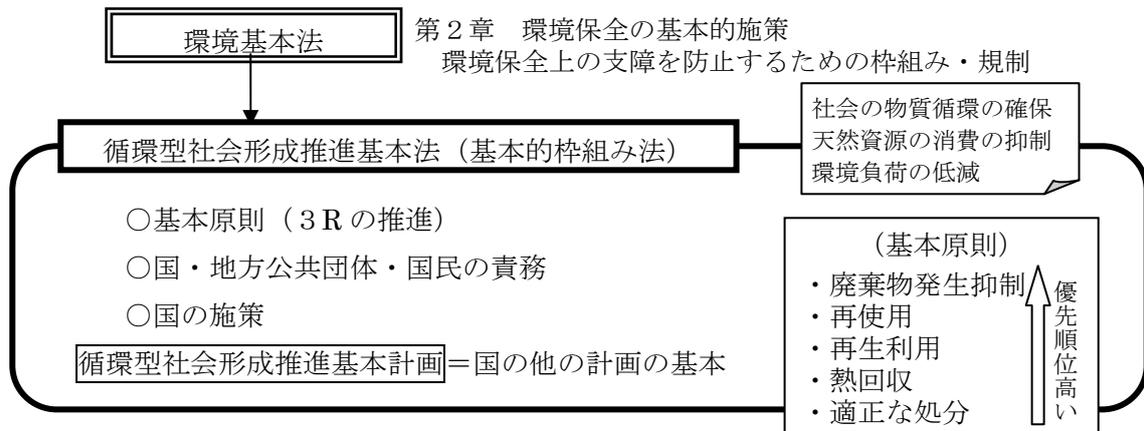
第6章 廃棄物減量等推進審議会
(審議会の設置)
第31条 一般廃棄物の減量等に関する事項を審議するため、いわき市廃棄物減量等推進審議会（以下「審議会」という。）を置く。
(審議会の組織)
第32条 審議会は、委員20人以内で組織する。
2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。
(1) 学識経験を有する者
(2) 各種団体の代表者
(3) 関係行政機関の職員
(4) その他市長が必要と認める者
3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
4 委員は、再任されることができる。
(委任)
第33条 前2条に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が規則で定める。

(3) いわき市廃棄物の減量及び適正処理等に関する規則（抜粋）

第6章 廃棄物減量等推進審議会
(会長及び副会長)
第30条 条例第31条の審議会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選により定める。
2 会長は、その会務を総理し、審議会を代表する。
3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。
(会議)
第31条 審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。
2 審議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
(部会)
第32条 審議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。
2 部会に属すべき委員は、会長が指名する。
3 部会に部会長を置き、部会に属する委員の互選により定める。
4 部会長は、部会の事務を掌理する。
5 部会長に事故あるときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。
(関係者の出席)
第33条 審議会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。
(庶務)
第34条 審議会の庶務は、生活環境部環境整備課で処理する。
(委任)
第35条 第30条から前条までに定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

2 循環型社会の形成の推進

(1) 循環型社会の形成の推進のための法体系



廃棄物の適正な処理

リサイクルの推進

(一般的な仕組みの確立)

廃棄物処理法

資源有効利用促進法

- ① 廃棄物の適正な処理
- ② 廃棄物処理施設の設置規制
- ③ 廃棄物処理業者に対する規制
- ④ 廃棄物処理基準の設定
- ⑤ 不適正処理対策 (不法投棄等)
- ⑥ 公共関与による施設整備等

- ① 副産物の発生抑制・リサイクル
- ② 再生資源・再生部品の利用
- ③ 3R に配慮した設計・製造
- ④ 分別回収のための表示
- ⑤ 使用済製品の自主回収・最資源化
- ⑥ 副産物の有効利用促進

(個別物品の特性に応じた規制)

容器包装 リサイクル法	家電 リサイクル法	食品 リサイクル法	建設 リサイクル法	自動車 リサイクル法
<ul style="list-style-type: none"> ・容器包装廃棄物の消費者による分別排出 ・容器包装廃棄物の市町村による分別収集 ・容器包装の製造・利用者による再商品化 ・容器包装廃棄物利用者による使用の合理化 	<ul style="list-style-type: none"> ・消費者による廃家電の「回収・リサイクル料金」の負担 ・廃家電を小売店が消費者から引取り ・製造業者等による再商品化 ・エアコン、テレビ、冷蔵庫冷凍庫、洗濯機 	<ul style="list-style-type: none"> ・食品の製造・加工・販売業者が食品廃棄物の再資源化 	<ul style="list-style-type: none"> 工事の発注者が ・建築物の分別解体 ・建設廃材等の再資源化 	<ul style="list-style-type: none"> ・自動車所有者によるリサイクル料金の負担 ・自動車製造業者等によるフロン類・エアバッグ類・シュレッダーダストの引取り・再資源化等 ・関連事業者による使用済自動車の引取り・引渡し

グリーン購入法

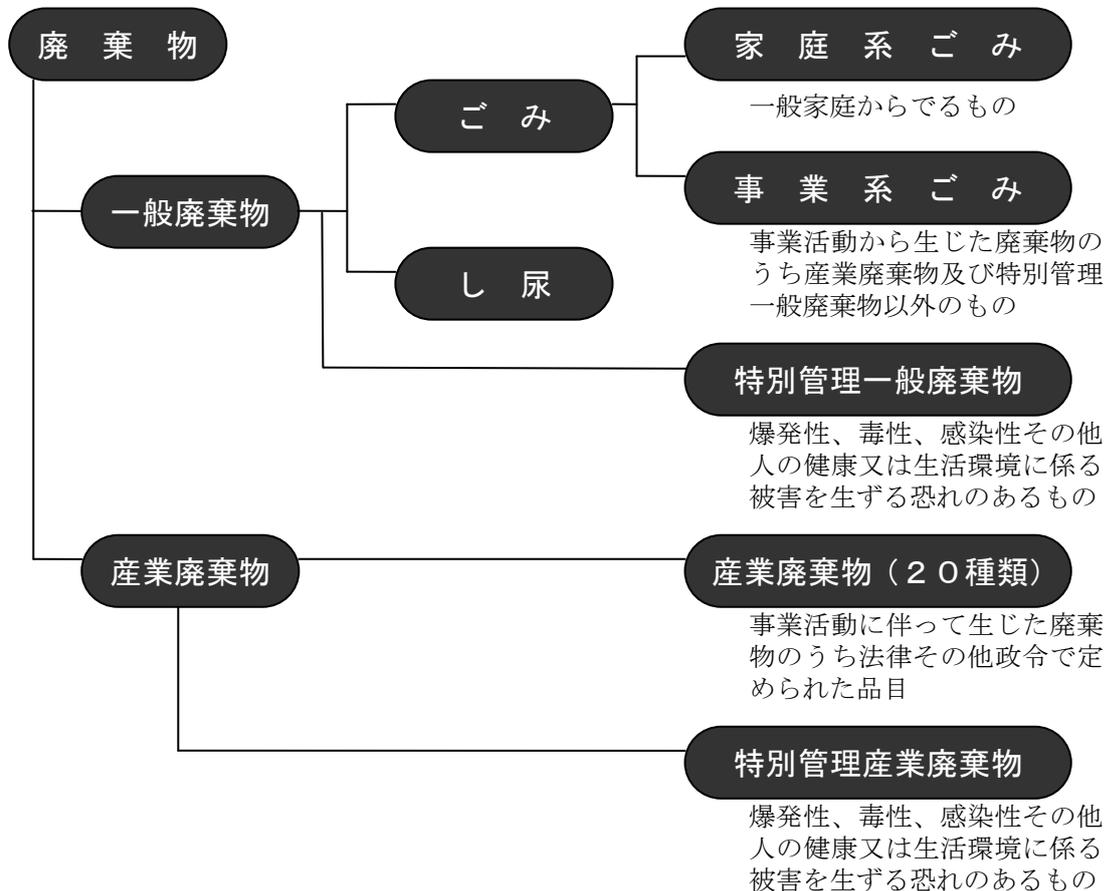
国等が率先して、再生品等の調達を推進

(2) 廃棄物の種類と適正な処理（廃棄物処理法における一般廃棄物に係る規定）

ア 廃棄物の種類

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下、「廃棄物処理法」という。）」では、廃棄物を「一般廃棄物」と「産業廃棄物」に区分しています。なお、**本審議会の審議対象である「一般廃棄物」**は産業廃棄物以外の廃棄物とされています。

さらに、一般廃棄物（ごみ）は家庭系と事業系に分類されます。



イ 各主体の責務

廃棄物処理法により、市は一般廃棄物の減量化と処理に関する責務を有しています。

（国及び地方公共団体の責務）
第4条 市町村は、その区域内における一般廃棄物の減量に関し住民の自主的な活動の促進を図り、及び一般廃棄物の適正な処理に必要な措置を講ずるとともに、一般廃棄物の処理に関する事業の実施に当たっては、職員の資質の向上、施設の整備及び作業方法の改善を図る等その他効率的な運営に努めなければならない。

国民は、廃棄物の分別排出や3Rの推進により、廃棄物の減量や適正な処理に関し市の施策に協力する責務を有しています。

（国民の責務）
第2条の3 国民は、廃棄物の排出を抑制し、再生品の使用等により廃棄物の再利用を図り、廃棄物を分別して排出し、その生じた廃棄物をなるべく自ら処分すること等により、廃棄物の減量その他その適正な処理に関し国及び地方公共団体の施策に協力しなければならない。

事業者は事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において処理しなければならない規定となっています。法のいう「事業活動に伴って生じた廃棄物」とは、当該廃棄物が一般廃棄物か産業廃棄物かを問わないとの解釈となっています。

(事業者の責務)

第3条 事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。

2 事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物の再生利用等を行うことによりその減量に努めるとともに、物の製造、加工、販売等に際して、その製品、容器等が廃棄物となった場合における処理の困難性についてあらかじめ自ら評価し、適正な処理が困難にならないような製品、容器等の開発を行うこと、その製品、容器等に係る廃棄物の適正な処理の方法についての情報を提供すること等により、その製品、容器等が廃棄物となった場合においてその適正な処理が困難になることのないようにしなければならない。

3 事業者は、前二項に定めるもののほか、廃棄物の減量その他その適正な処理の確保等に関し国及び地方公共団体の施策に協力しなければならない。

ウ 一般廃棄物処理計画の策定

廃棄物処理法により、市は、当該計画に一般廃棄物の収集・処理の方法や一般廃棄物の排出の抑制のための方策等、一般廃棄物の処理に関する事項を定めた「一般廃棄物処理計画（以下、「計画」という。）」を定める義務があります。なお、本市は、「いわき市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」を定めています。

(一般廃棄物処理計画)

第6条 市町村は、当該市町村の区域内の一般廃棄物の処理に関する計画（以下「一般廃棄物処理計画」という。）を定めなければならない。

2 一般廃棄物処理計画には、環境省令で定めるところにより、当該市町村の区域内の一般廃棄物の処理に関し、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 一般廃棄物の発生量及び処理量の見込み
- (2) 一般廃棄物の排出の抑制のための方策に関する事項
- (3) 分別して収集するものとした一般廃棄物の種類及び分別の区分
- (4) 一般廃棄物の適正な処理及びこれを実施する者に関する基本的事項
- (5) 一般廃棄物の処理施設の整備に関する事項
- (6) その他一般廃棄物の処理に関し必要な事項

3 市町村は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第2条第4項の基本構想に即して、一般廃棄物処理計画を定めるものとする。

4 市町村は、その一般廃棄物処理計画を定めるに当たっては、当該市町村の区域内の一般廃棄物の処理に関し関係を有する他の市町村の一般廃棄物処理計画と調和を保つよう努めなければならない。

5 市町村は、一般廃棄物処理計画を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

市は、自らが策定した計画に従い一般廃棄物の適正な処理をする義務があります。

(市町村の処理等)

第6条の2 市町村は、一般廃棄物処理計画に従って、その区域内における一般廃棄物を生活環境の保全上支障が生じないうちに収集し、これを運搬し、及び処分（再生することを含む。（中略））しなければならない。

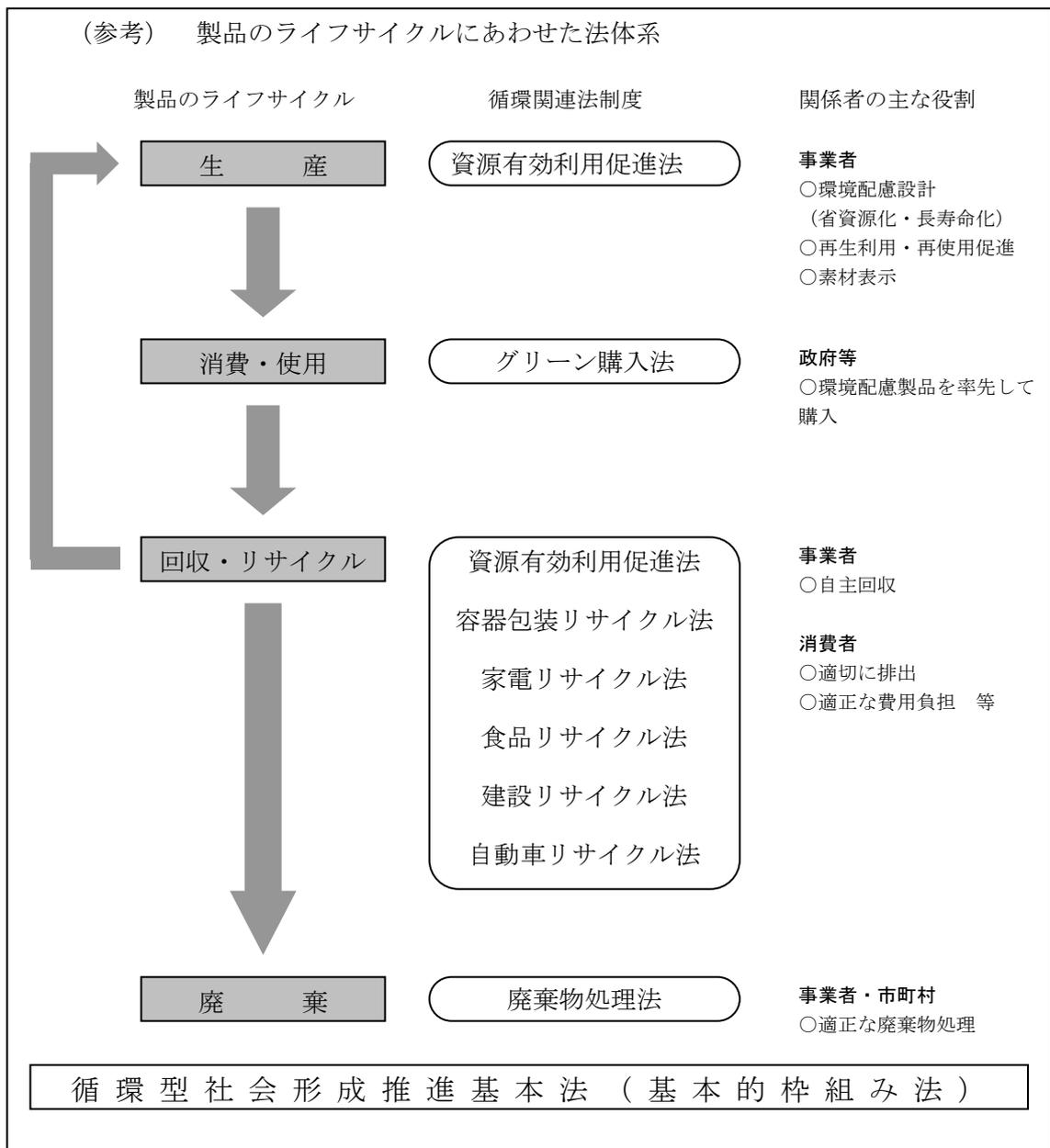
なお、法的に市町村が一般廃棄物の収集運搬・処分を市町村以外の者に委託することも可能となっており、その場合の基準も示されています。

土地又は建物の占有者は、計画に従い市町村の一般廃棄物処理事業に協力する義務があります。

(市町村の処理等)
 第6条の2
 4 土地又は建物の占有者は、その土地又は建物内の一般廃棄物のうち、生活環境の保全上支障のない方法で容易に処分することができる一般廃棄物については、なるべく自ら処分するように努めるとともに、自ら処分しない一般廃棄物については、その一般廃棄物処理計画に従い当該一般廃棄物を適正に分別し、保管する等市町村が行う一般廃棄物の収集、運搬及び処分に協力しなければならない。

(3) 一般廃棄物のリサイクル推進に係る法制度

ここでは、本市の一般廃棄物処理事業に関連のある個別リサイクル法等について概説します。



ア 容器包装リサイクル法

① 法概要

市町村による分別収集（消費者による分別排出）及び分別収集された容器包装の事業者による再商品化（リサイクル）というリサイクルシステムを構築しています。

平成18年6月に改正され、小売業者に対するレジ袋等の排出抑制のための仕組みも定められました。

なお、容器包装は家庭ごみのうち容積比で約60%を占めており、その減量化やリサイクルは循環型社会の形成において重要な位置を占めています。

② 対象品目

金属製容器（スチール・アルミかん）、ガラス製容器（びん）、ペットボトル、紙製容器（段ボール、紙パック、紙箱・紙袋・包装紙）、ペットボトル以外のプラスチック製容器包装が対象品目になります。

このうち、金属製容器、段ボール、紙パックを除く容器包装類について、リサイクルの仕組みを定めています。金属製容器や段ボールを除くのは、これらの循環資源が有償で取引されているため、リサイクルシステムを法定しなくても、自ずと循環的利用がなされる品目であるためです。

③ 再商品化義務の履行と指定法人

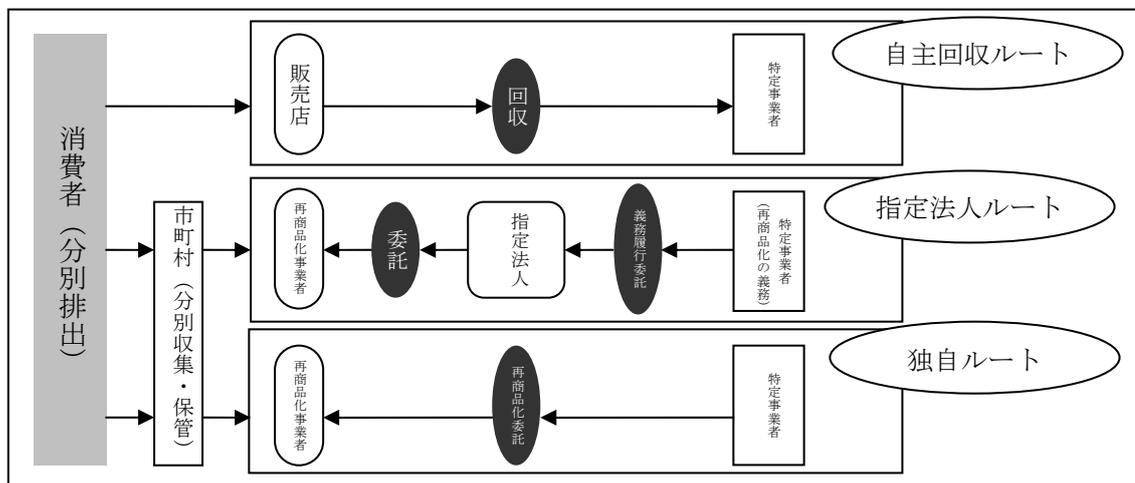
容器包装の製造業者・輸入業者や容器包装を利用する小売業者、中身製造業者（法的に「特定事業者」と定義される。）は、容器包装の再商品化の義務が課されています。なお、小規模事業者等は義務が発生しない規定となっています。

実際には、事業者自らがリサイクルするのは困難ですので、通常、特定事業者は、法律で定められた「財容器包装リサイクル協会」という「指定法人」に再商品化を委託することで再商品化義務を履行することになります（特定事業者は、再商品化費用として指定法人に委託料を支払います）。市町村は、分別収集した容器包装廃棄物を選別・梱包し、指定法人を通じて再商品化事業者に引き渡します。市町村は再商品化義務を持たない小規模事業者の分について、再商品化の費用を負担しており、本市も委託料を支払っています。

④ 自主回収・独自ルートについて

リターナブルびんのように、特定事業者が自主回収し、再利用する仕組み（自主回収ルート）も認められています。

特定事業者が指定法人を介さず、直接リサイクル業者に委託するルート（独自ルート）も主務大臣の認定があれば実現可能となっていますが、現在のところ、認定はありません。



⑤ 市町村の独自処理

指定法人を介さず、市町村が独自に費用を負担し、分別収集した容器包装を再商品化することも可能です。(容器包装リサイクル法には、市町村に指定法人への容器包装廃棄物の引渡義務規定はありません。)

特に、近年では、ペットボトルが有償で取引されるようになったことから、収益確保の観点から、独自に再商品化事業者にリサイクルを委託し、売却益を直接得るケースが見られるようになってきました。

本市では、ペットボトルについて、平成19年度当初から独自に再商品化事業者を選定し、再商品化を委託しています。再商品化事業者は、指定法人の登録を受けた事業者を対象として、選定しています。

イ 家電リサイクル法

① 法概要

小売業者による回収及び回収された使用済み家電製品の製造業者による再商品化などの回収・リサイクルシステムを構築しています。

② 対象となる家電製品（家電4品目）

エアコン、テレビ（ブラウン管式のものに限る）、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機

③ 仕組み

家電リサイクル法の仕組みは、消費者がリサイクル費用を負担し、その費用を基に製造業者が再商品化を行うものです。消費者からの廃家電の引取りと製造業者への引渡しは、小売業者の役割となっています。

排出された廃家電に対しては家電リサイクル券が発行され、これが処理過程において管理票（マニフェスト）となります。

本市は、家電リサイクル法の施行前には、家電4品目を受入れ、市が処理しておりましたが、現在は、受入せず家電リサイクル法の利用を呼びかけております。